

1 捜査体制の充実・強化に向けた取り組み

警察捜査を取り巻く状況の変化に伴い、一つ一つの捜査に要する労力が増大しているほか、捜査すべき事項は増加し、その内容も複雑化・高度化している。これに対し、警察では、限られた組織・人員の効率的な運用や業務の合理化に努めているほか、なお不足する捜査員の増員を行い、捜査体制を強化している。

(1) 初動捜査体制の整備、鑑識活動の強化等

事件発生時には、迅速・的確な初動捜査を行い、犯人を現場やその周辺で逮捕し、又は現場の証拠物や目撃者の証言等を確保することが重要である。

警察では、機動力をいかした捜査活動を行うため、警視庁及び道府県警察本部に機動捜査隊を設置し、事件発生時に現場や関係箇所に急行して犯人確保等を行っているほか、機動鑑識隊（班）や現場科学検査班等を編成し、現場鑑識活動を強化するとともに、関連技術の研究開発や資機材の開発・整備を推進している。

図 - 38 初動捜査体制の整備、鑑識活動の強化等



コラム 4 犯罪を見逃さない!! —現場鑑識活動の重要性—

犯人が犯罪現場等に遺留した物やこん跡から得られる「物からの捜査」には、事件発生直後の犯罪現場における綿密な現場鑑識活動による証拠資料の収集が大変重要な役割を担っている。科学技術の発展と共に、より微量・微細な資料からの分析が可能となっており、洋服の繊維、動物の毛等が重要な証拠となっており、事件が解決することがある。今後も一つでも多くの事件を解決するため、犯罪現場に残る証拠資料を適正かつ細大漏らさず採取する現場鑑識活動を行っていく必要がある。



現場鑑識活動

事例

平成19年6月に発生した殺人・死体遺棄事件において、犯行現場等の綿密な鑑識活動を行った結果、被害者の爪から繊維片を、また、被害者着衣等から獣毛様の物等、多数の資料を採取した。これらを鑑定したところ、同繊維片と被疑者所有の着衣の繊維片は同様の色を有する綿繊維であり、同獣毛様の物が被疑者所有の猫の毛に類似しているなどの結果が得られた。その後所要の捜査を遂げ、同年8月、無職の女（33）を逮捕した（宮城）。

(2) 捜査体制の効率的運用

犯罪が発生する範囲の広がりや犯罪の罪種・手口によっては、既存の捜査体制では効果的な捜査を実施することが困難な場合がある。警察では、各都道府県警察や警察署だけでは効果的な対応が困難な犯罪の検挙を徹底するために、捜査体制の効果的な運用を図っている。

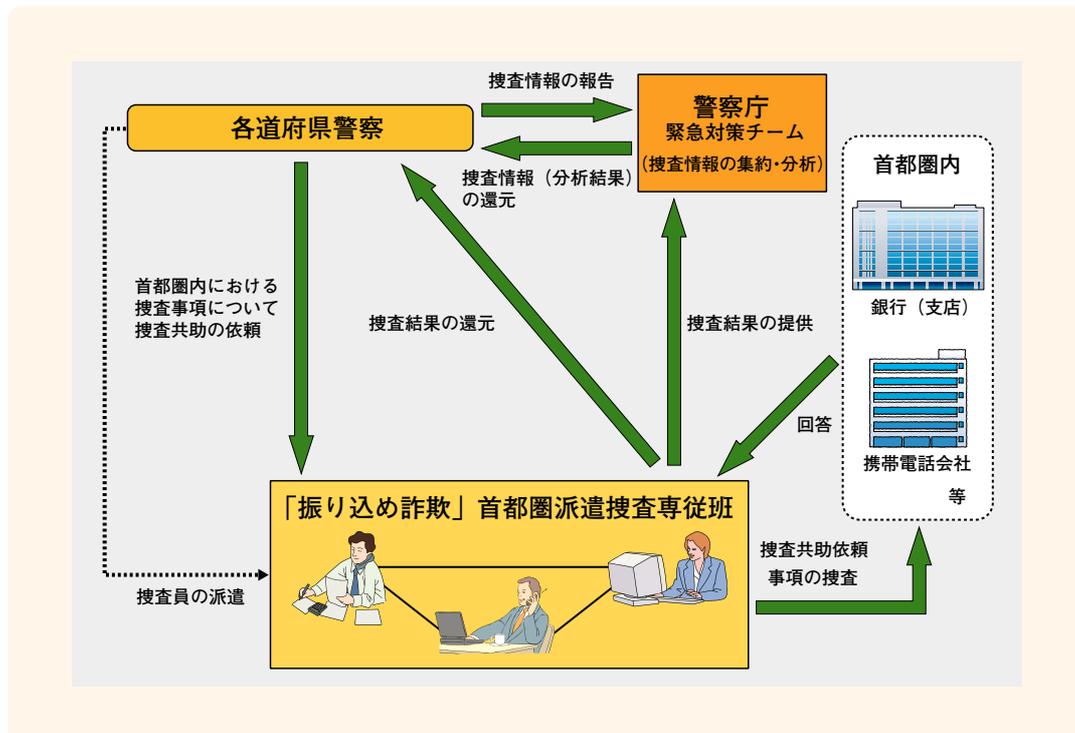
事例

警視庁では、強盗、強姦、窃盗等の検挙体制を強化するため、平成17年1月、機動捜査隊3隊の各隊に班員10名の「特命捜査班」を設置し、警察署のみでは対応が困難で、かつ、本部事件主管課の応援派遣がなされていない事件等に班員を機動的に派遣し、捜査に専従させることとしている。19年中は、104事件に班員を派遣し、81件、154人を検挙するなどの成果を上げた。

コラム 5 「振り込め詐欺」首都圏派遣捜査専従班

依然として深刻な被害が続いている振り込め詐欺（恐喝）については、首都圏において被害金引き出されることが多いが、被害者は全国に広がっており、各道府県警察が被害を認知するたびにそれぞれ捜査員を首都圏に派遣しなければならないとすると、効率的に捜査を進めることが困難となる。

このような状況を踏まえて、警察においては、首都圏を拠点として、各道府県警察の捜査員により構成された「振り込め詐欺」首都圏派遣捜査専従班を設置している。首都圏派遣捜査専従班は、各道府県警察からの捜査共助の依頼を受け、首都圏内において、犯行に使用された口座や携帯電話の捜査等に従事しており、これにより被害が広域にわたる振り込め詐欺（恐喝）捜査を効率的に行うことが可能となっている。



(3) 広域捜査力の強化

通信手段や交通手段の発達等を背景に犯罪が広域化したことから、多くの犯罪捜査では、複数の都道府県にまたがって活動する必要が生じている。このため、都府県警察の単位を越えて広域的に捜査を行う広域捜査隊の編成が進められているほか（平成19年末現在、全国12地域で広域捜査隊の編成に関する協定を締結）、複数の都道府県警察による合同捜査や共同捜査を積極的に推進している。

また、航空機事故等に関する特別の専門的知識等を有する職員をあらかじめ専門捜査員として登録し、他の都道府県で発生した事案にも活用できるようにしている。

さらに、警察庁では、複数の管区警察局の管轄区域で発生している社会的影響の大きい凶悪又は特異な事件で複数の地域にまたがり組織的に捜査を行う必要がある事件を警察庁指定事件として指定し（20年2月までに24事件を指定）、都道府県警察と捜査会議を開催し、捜査方針を協議するほか、関係情報を収集・分析するなど、事件の解決に向けて捜査活動を支援している。

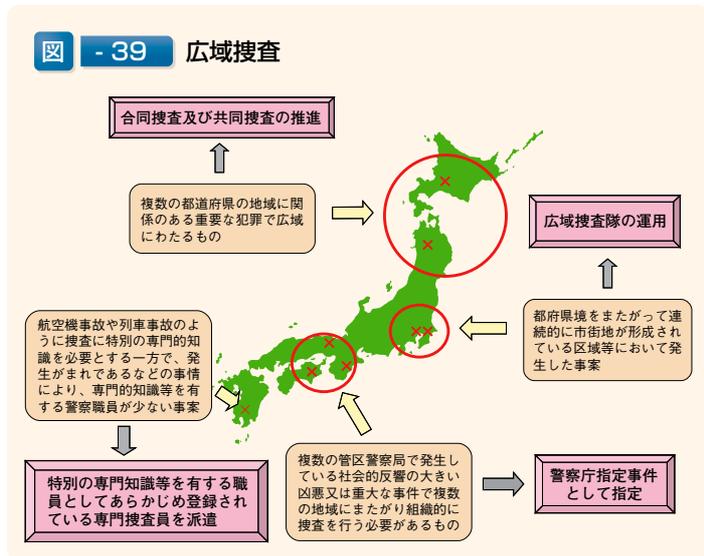
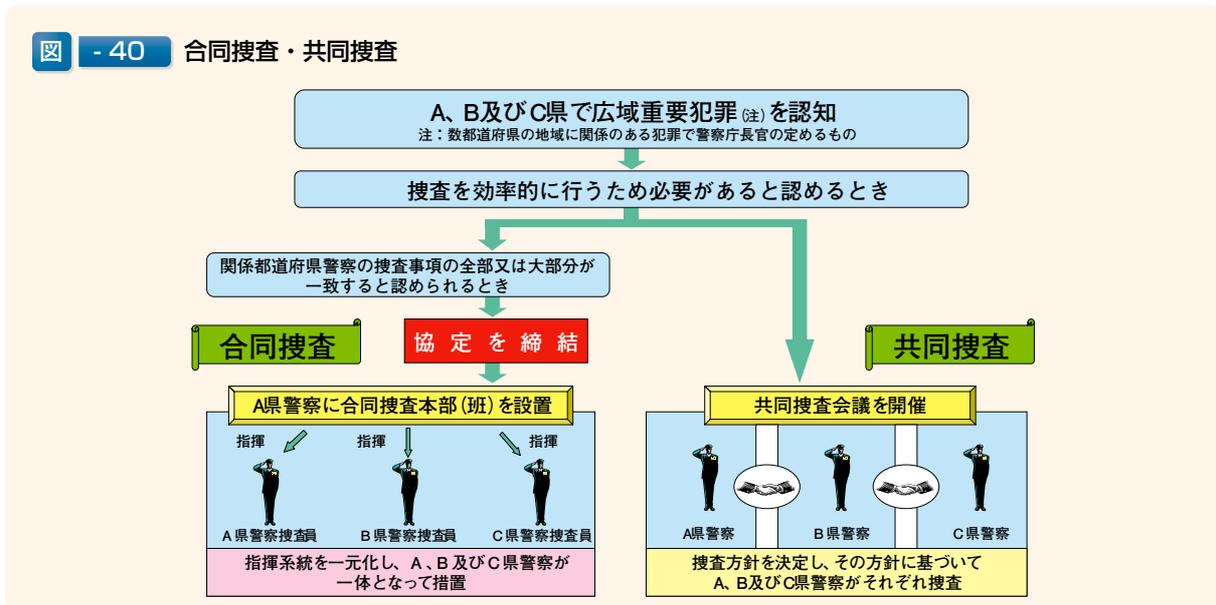


図 - 40 合同捜査・共同捜査



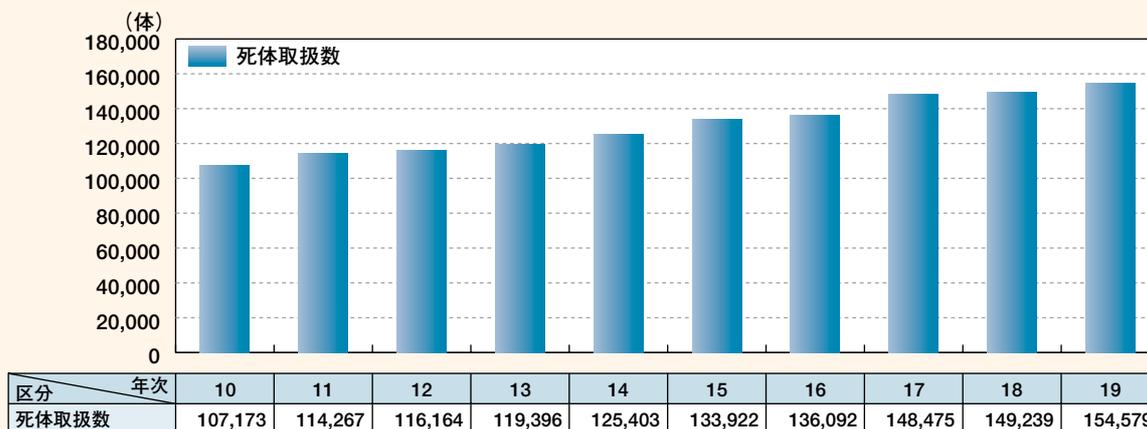
事例

15年から18年にかけて、中国人の男(31)ら60名は、窃盗グループを組織し、中部地方、近畿地方等において、特別養護老人ホーム、大規模病院等を対象に金庫破り等を行行し、現金、貴金属等を窃取した。大阪府、三重県、滋賀県、京都府、奈良県及び鳥取県警察が合同捜査本部を設置し、兵庫県警察と岡山県警察との合同捜査本部、愛知県警察と福井県警察との合同捜査本部のほか、神奈川県警察及び和歌山県警察と共同捜査を実施し、19年2月までに、23都府県にわたる金庫破り、事務所荒し等約740件(被疑者60人、被害総額6億9,000万円相当)を検挙し、窃盗グループを壊滅させた(大阪、神奈川、福井、愛知、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、岡山)。

(4) 検視体制の充実

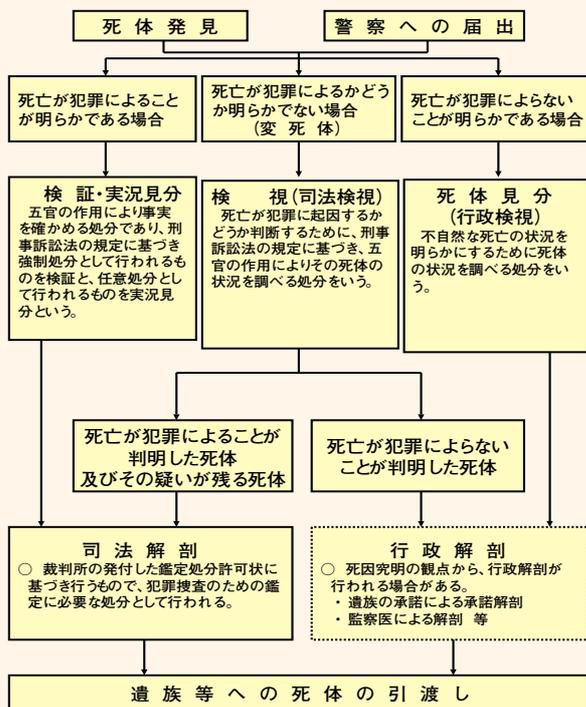
平成19年に警察が取り扱った死体数は約15万5,000体であり、10年の約1.4倍に増加している。

図 - 41 死体取扱数の推移（平成10～19年）



警察においては、死体取扱数の急増に的確に対応し、適正な検視業務を推進するため、刑事調査官^(注)の増強、検視業務に携わる警察官に対する教養の充実、資機材の整備による検視体制の強化を推進している。また、死因の究明を適正に行うためには、解剖を担う医師の体制整備が重要であることから、警察庁では20年1月に日本法医学会に対して解剖医の体制充実について要望したほか、関係機関との検討を進めている。

図 - 42 検視等の流れ



検視時の状況



司法解剖時の状況

注：刑事調査官とは、刑事部門における10年以上の捜査経験を有する警視又は警部の階級にある警察官で、警察大学校における法医専門研究科を修了したもののから任用される検視の専門家であり、全国で160人（20年4月現在）配置されている。

2 科学技術の活用

匿名性の高い犯罪の出現や裁判員制度の導入により、従来にも増して客観的証拠の収集が必要とされていることから、警察では科学技術を活用した犯罪捜査を強化している。

(1) 捜査における科学の活用のこれまでの歩み

科学技術の急速な発展、情報化社会の著しい進展等は、犯罪の質・量の両面に大きな影響を与えている。このような情勢の変化に的確に対処するためには、捜査における科学の活用を推進し、犯罪捜査を高度化していくことが必要不可欠であり、警察ではこれまで、最先端の科学技術を鑑識技術へ導入するなど、科学捜査力の強化を図ってきた。

その中でも、当初すべて手作業で行っていた指紋業務は、昭和57年に、コンピュータによるパターン認識の技術を応用した指紋自動識別システムを導入し、その後、犯罪現場に遺留された指紋や被疑者から採取した指紋を、データベースに登録した指紋と自動照合する業務の運用を開始した。これにより、指紋照合の迅速化・効率化が図られ、指紋による被疑者の割り出し件数が飛躍的に向上した。警察ではその後も、警察庁、警視庁及び道府県警察本部並びに警察署をそれぞれ通信回線で結ぶなど、指紋の照合作業の迅速化・効率化を図り、さらに、平成19年から、掌紋自動識別システム（36頁参照）と統合した指掌紋自動識別システムの運用を開始し、犯罪捜査に活用している。



昭和40年ころの指紋照合業務



現在の指掌紋照合業務

最新の科学技術を駆使した捜査が望まれる中、最近では、フラグメントアナライザーと呼ばれる自動分析装置を用いたDNA型検査法や防犯カメラ等で撮影された人物の顔画像を科学的に個人識別する三次元顔画像識別システムを導入し、犯人特定に大きく貢献している。そのほかにも、和歌山毒物混入事件（10年）において、事件解決に大きく貢献したSPring-8^(注)による、極めて微量かつ微細な鑑定資料の分析や、被害者と犯人とのつながりが薄い事件等通常の捜査では解決困難な事件でその効果を発揮するプロファイリング等、多種多様な科学技術を犯罪捜査に活用し、多くの事件を解決に導いている。

21年5月には裁判員制度が導入されることとなるが、指掌紋の自動照合やDNA型鑑定等の科学捜査による客観的立証は、裁判員の的確な心証形成にも大きく資することが期待され、今後も科学捜査力の強化を推進していく必要がある。

注：Super Photon ring-8GeVの略。兵庫県の播磨科学公園都市にある世界最高性能の大型放射光施設であり、(独)理化学研究所が所有し、(財)高輝度光科学研究センターが管理・運営している。

(2) DNA型鑑定・DNA型記録検索システム

DNA型鑑定とは、一人一人のDNA（デオキシリボ核酸）に異なる部分があることに着目し、その異なる部分を比較することにより、個人を高い精度で識別する鑑定法である^(注1)。

現在、警察で行っているDNA型鑑定は、主にSTR型検査法と呼ばれる方法で、STR^(注2)と呼ばれる4塩基^(注3)を基本単位とする繰り返し配列について、その繰り返し回数に個人差があることを利用し、個人を識別する検査方法である。

平成15年8月から導入した、9座位^(注4)のSTR型及び性別に関するアメロゲニン座位^(注5)の型を検出するSTR型検査法では、日本人で最も出現頻度が高いDNA型の組合せの場合で、約1,100万人に1人という確率で個人識別を行うことが可能となった。18年11月には、新たに6座位を追加して15座位のSTR型とアメロゲニン座位の型を検出するSTR型検査法を導入し、現在、日本人で最も出現頻度が高いDNA型の組合せの場合で、約4兆7千億人に1人という確率で個人識別を行うことが可能となっている。

図 - 43 DNA型鑑定（STR型検査法）に使用する部分

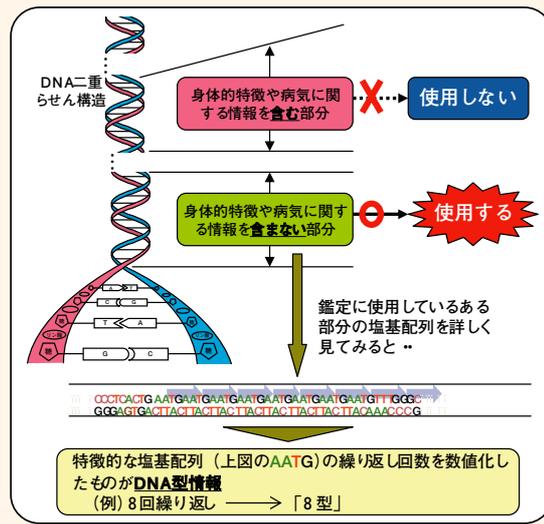
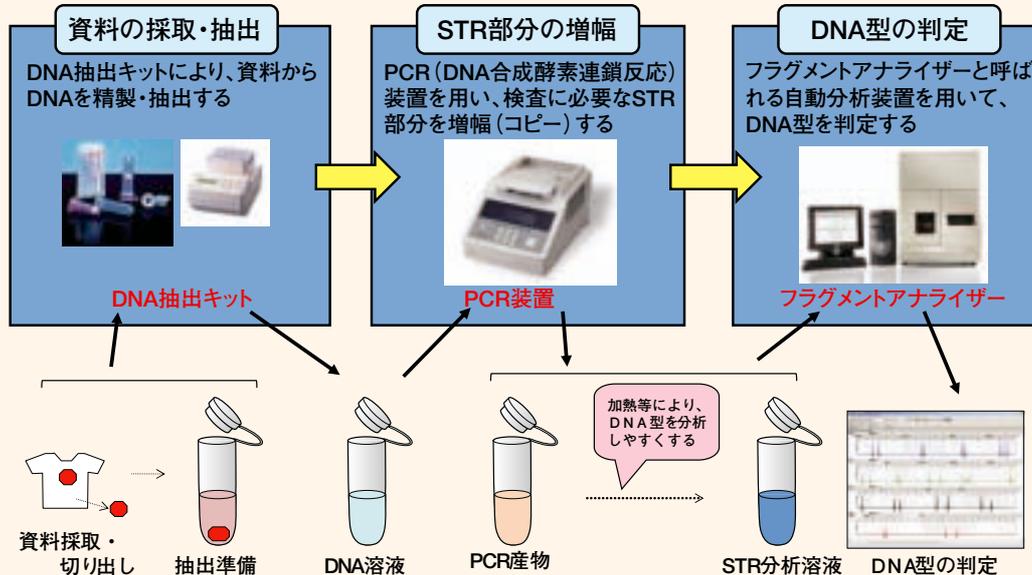


図 - 44 DNA型鑑定（STR型検査法）の流れ



注1：警察で行うDNA型鑑定に使用されるのは、DNAのうち身体的特徴や病気に関する情報が含まれていない部分であり、また、鑑定結果であるDNA型情報からも身体的特徴や病気が判明することはない。

注2：染色体上には、3から7塩基を基本単位とする繰り返し配列をもつ箇所が多数あり、この箇所はSTR型と呼ばれる。この繰り返し配列の回数には個人差があることから、その反復回数を調べて、その繰り返し回数を「型」として表記して個人識別を行う。現在、警察においては、4塩基繰り返しをもつ15座位のSTR型を検査している。

注3：DNAを構成する基本単位を塩基という。塩基には、A（アデニン）、T（チミン）、G（グアニン）、C（シトシン）の4種類がある。

注4：染色体上の遺伝子の場所を座位という。

注5：性染色体上のアメロゲニン座位は性別により長さが異なることから、その長さの違いを利用して性別を判定する。

警察では15年から、フラグメントアナライザーと呼ばれる自動分析装置を用いた新たな鑑定法を導入しており、より古く、微細な資料の分析が可能となったほか、検査が自動化されたため、鑑定に要する時間が短縮され、より効果的かつ効率的な鑑定を行うことが可能となった。

DNA型鑑定の件数は年々増加しており、殺人事件等の凶悪事件だけでなく、窃盗事件等の身近な犯罪の解決にも多大な効果を上げている。

図 - 45 DNA型記録検索システムの活用状況

○ 登録件数	被疑者DNA型記録	16,346件
	遺留DNA型記録	9,611件
○ 確認件数	被疑者が確認された事件	1,727人、2,321事件
	(うち異なる都道府県間の事件)	293人、394事件)

平成19年12月末現在

図 - 46 DNA型鑑定の活用状況

ー 平成15年8月から新しいDNA型検査法を全国導入、鑑定件数は急増し、活用罪種も多様にー

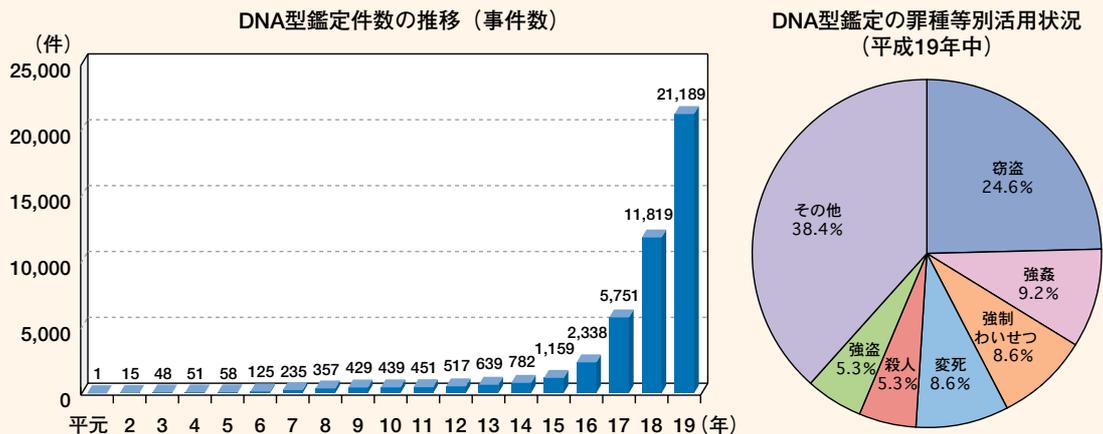
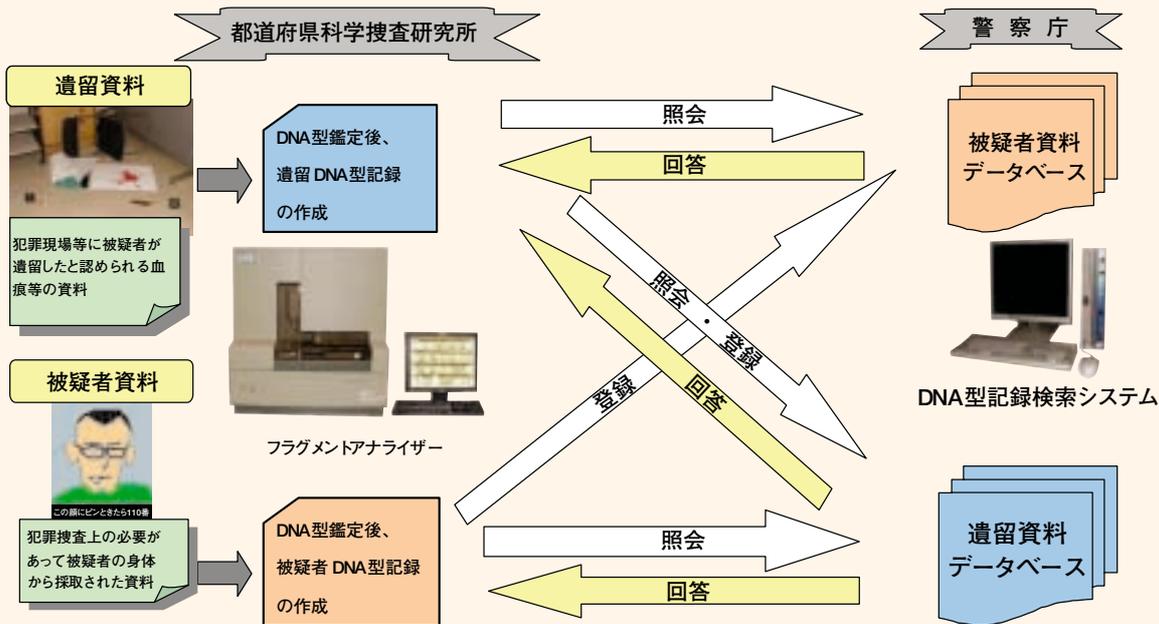


図 - 47 DNA型記録検索システムの仕組み



警察庁では、16年12月から、犯罪現場に被疑者が遺留したと認められる血こん等の資料（以下「遺留資料」という。）のDNA型の記録（以下「遺留DNA型記録」という。）を登録し、検索する遺留資料DNA型情報検索システムの運用を開始した。さらに、17年9月には、遺留DNA型記録に加え、犯罪捜査上の必要があって被疑者の身体から採取された資料（以下「被疑者資料」という。）のDNA型の記録（以下「被疑者DNA型記録」という。）も登録・検索の対象とするDNA型記録検索システムの運用を開始し、遺留DNA型記録及び被疑者DNA型記録のデータベース化を図り、犯罪捜査に活用している。

事例

1

19年9月に発生した、民家に女性用の下着が投げ込まれた廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）違反（不法投棄）事件において、現場に遺留されていた女性用の下着に血こんが付着していたことから、そのDNA型鑑定結果を遺留DNA型記録としてDNA型記録検索システムに登録し、照会したところ、この遺留DNA型記録が、6年に大阪で発生した強盗殺人事件の現場で押収し、冷凍保管していたタオルに付着していた精液から検出した遺留DNA型記録と一致した。

その後、19年12月に廃棄物処理法違反で逮捕し、起訴した会社員の男（48）に対し、強盗殺人事件についても取り調べたところ、強盗殺人については一貫して否認していたものの、DNA型の一致等の客観的証拠が十分に存在したことから、同月、強盗殺人罪で再逮捕した。なお、この強盗殺人事件については、公訴時効まで1年に迫っていた（大阪）。

事例

2

19年10月、山形県で男性を軽四輪自動車ではねたまま、この男性を救護せずに、走り去った道路交通法違反（ひき逃げ）等で逮捕した会社員の男（36）につき、道路交通法違反等に係る捜査の過程でその同意を得て採取した男の口腔内細胞のDNA型鑑定結果を、被疑者DNA型記録としてDNA型記録検索システムに登録し、照会したところ、17年6月に山形県で発生した強姦致傷事件の遺留DNA型記録と一致したことから、その後所要の捜査を遂げ、19年10月、強姦致傷罪等で逮捕した（山形）。

コラム 6 嫌疑を晴らす意義も有するDNA型鑑定

犯罪捜査において、被疑者が犯人であることを明らかにするための捜査と、当該被疑者以外の者が犯人ではないことを明らかにするための捜査は表裏一体である。したがって、個人識別精度が高く犯人の特定に有効なDNA型鑑定の意義は、被疑者が犯人であることを客観的に裏付けることのみならず、当該被疑者以外の者が犯人ではないことを明らかにすることにもある。

(3) 指掌紋自動識別システム

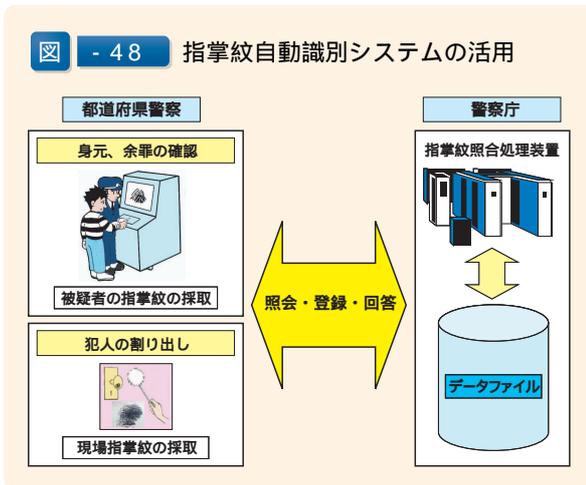
指紋及び掌紋は、「万人不同」及び「終生不変」の特性を有し、個人を識別するための資料として極めて有用であることから、犯罪捜査で重要な役割を果たしている。

警察庁では、昭和57年に被疑者から採取した指紋をデータベースに登録し、犯罪現場等から採取した指紋と自動照合し、容疑者を割り出す指紋自動識別システムを導入した。

平成10年からは、各都道府県警察のすべての警察署に被疑者の指紋を短時間で採取できるライブスキャナを整備し、警視庁及び道府県警察本部に遺留指紋照会端末装置等を整備すると

もに、警察庁、警視庁及び道府県警察本部並びに警察署間をオンラインで結ぶことにより、指紋照合の効率化・迅速化を図った。

また、14年には、指紋と同様に被疑者から採取した掌紋をデータベースに登録し、犯罪現場等から採取した掌紋と自動照合して容疑者を割り出す掌紋自動識別システムの運用を開始した。19年からは、指紋自動識別システムと掌紋自動識別システムを統合した指掌紋自動識別システムの運用を開始し、事件解決に役立っている。

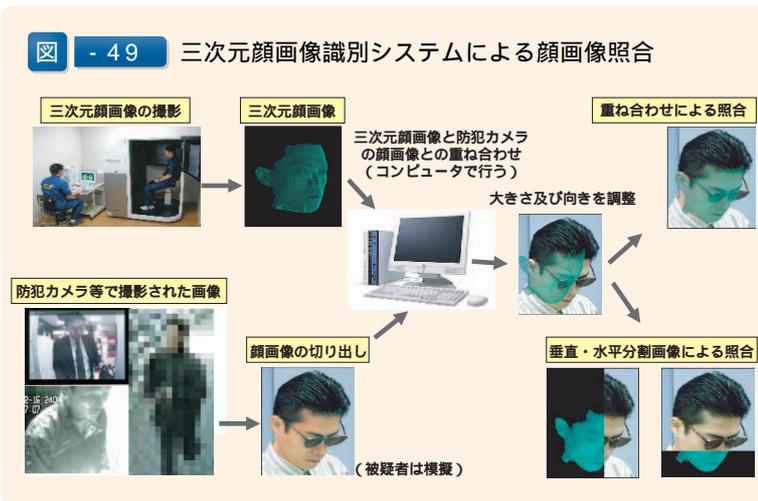


(4) 三次元顔画像識別システム

三次元顔画像識別システムとは、防犯カメラ等で撮影された人物の顔画像と別に取得した被疑者の顔画像とを照合し、両者が同一人物であるかどうかを識別するシステムである。

一般に、金融機関やコンビニエンスストア等に設置された防犯カメラで撮影された被疑者の顔は下を向いていたり、サングラス、マスク、帽子等で顔が隠れていることが少なくなく、被疑者写真等と単に比較するだけでは個人識別が困難である。そ

こで、このシステムにより、別に撮影した被疑者の三次元顔画像を防犯カメラの画像と同じ角度及び大きさに調整し、両画像を重ね合わせるにより個人識別を行うことが、犯罪捜査上、極めて有効である。このシステムは、各種施設における防犯カメラの設置の増加とあいまって、犯行を証明する有力な証拠を得ることができるシステムとして、一部の道府県警察で活用されている。



(5) 自動車ナンバー自動読取システム

自動車盗や自動車を利用した犯罪を検挙するためには、通過する自動車の検問を実施することが有効である。しかし、事件を認知してから検問を開始するまでに時間を要するほか、徹底した検問を行えば交通渋滞を引き起こすおそれがあるなどの問題がある。このため、警察庁では、昭和61年度から、通過する自動車のナンバーを自動的に読み取り、手配車両のナンバーと照合する自動車ナンバー自動読取システムの整備を進めている。

表 - 2 自動車ナンバー自動読取システムの整備状況

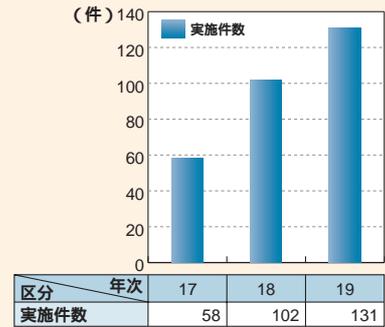
区分	年次	14	15	16	17	18	19
年度整備数		30	0	40	60	50	46
全整備累計		580	580	620	680	730	776

(6) プロファイリング

プロファイリングとは、犯行現場の状況、犯行の手段、被害者等に関する情報や資料を、統計データや心理学的手法等を用いて分析・評価することにより、犯行の連続性の推定や次回の犯行の予測、犯人の年齢層、生活様式、職業、前歴、居住地等の推定を行うものである。

被害者と犯人のつながりが薄い事件や、物証・目撃情報が乏しい事件のように、通常の捜査活動では解決困難な事件の捜査で効果を発揮することが期待されており、警察では、現在、捜査現場での普及に向けた取り組みを推進している。平成17年から19年までの都道府県警察での犯罪捜査におけるプロファイリングの実施件数（都道府県警察からの依頼を受けて科学警察研究所が実施したものを除く。）は、着実に増加している。

図 - 50 プロファイリング実施件数

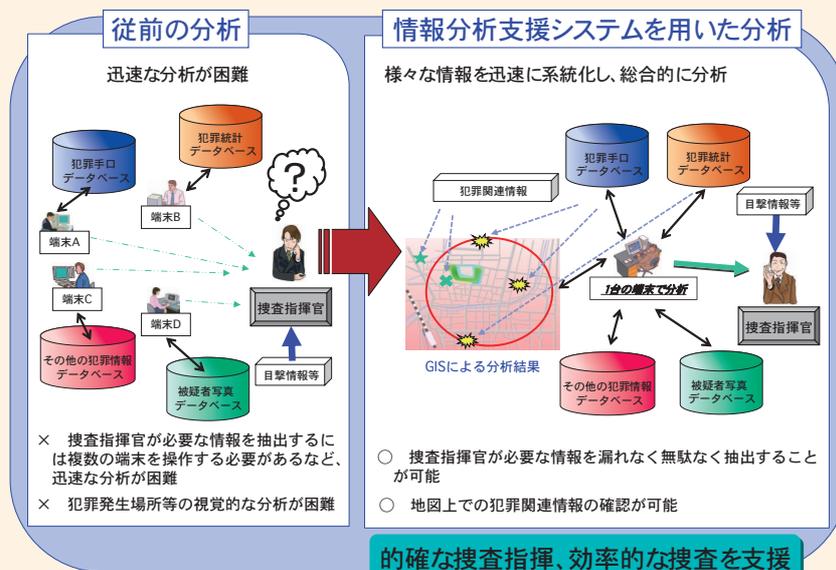


(7) 情報分析支援システムの構築

「人からの捜査」、「物からの捜査」が困難となる中、犯罪の迅速な検挙を確保するためには、捜査現場の体制・執行力の更なる強化に加え、犯罪関連情報の総合的な分析を推進することにより、捜査の方向性や捜査項目の優先順位の判断を支援することが重要である。

警察庁では、現在、犯罪手口、犯罪統計等の捜査管理に関する情報の統合を行っている警察総合捜査情報システムを高度化し、情報分析支援システム（CIS - CATS）（仮称）を構築することとしている。このシステムにより、警察総合捜査情報システムで行っている業務と被疑者写真照会業務及びDNA型照会業務とを統合したり、業務間の連携により重複入力を排除し、横断的検索を可能とするなど、登録・照会の効率化を図ったりするほか、犯罪手口、犯罪統計等の犯罪関連情報を地図上に表示し、他の様々な情報と組み合わせるなどして犯罪の発生場所、時間帯、被疑者の特徴等を総合的に分析することが可能となる。

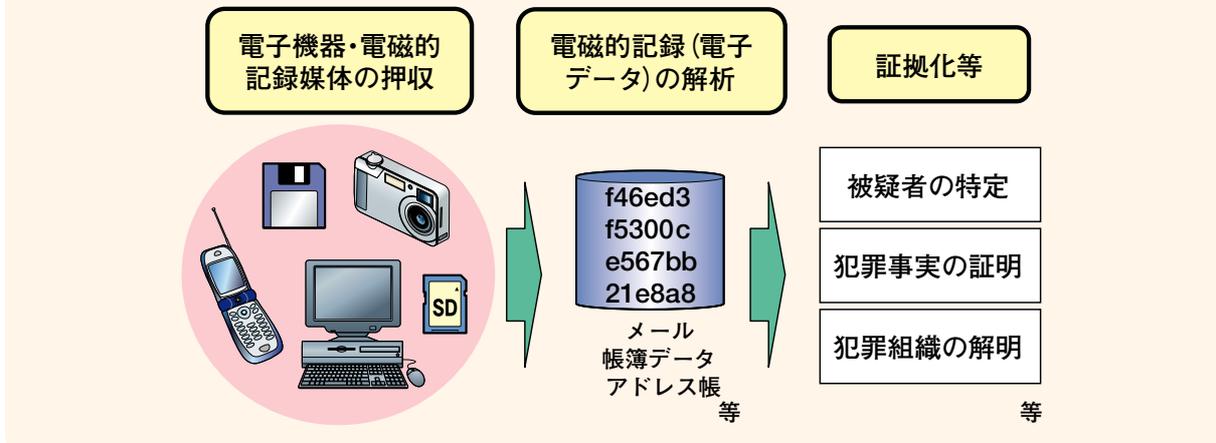
図 - 51 情報分析支援システム（CIS - CATS）（仮称）



(8) デジタルフォレンジックの強化

コンピュータ、携帯電話等の電子機器が一般に普及し、あらゆる犯罪に悪用されるようになってきており、その捜査に当たっては、各種電子機器に保存されている電磁的記録の解析が必要不可欠となっている。警察では、消去、改ざん等が容易な電磁的記録を解析するため、デジタルフォレンジック（犯罪の立証のための電磁的記録の解析技術及びその手続）に係る取組みを強化している。

図 - 52 デジタルフォレンジック



① デジタルフォレンジックの活用

警察では、警察庁情報通信局、管区警察局情報通信部及び都道府県（方面）情報通信部に情報技術解析課を設置し、都道府県警察が行う犯罪捜査において、捜索差押え現場でコンピュータ、電磁的記録媒体等を差し押さえるための技術的指導や押収した携帯電話、コンピュータ等から証拠を取り出すための解析等のデジタルフォレンジックを活用した技術支援体制を構築している。

② 民間企業及び関係機関との連携

警察では、犯罪捜査にデジタルフォレンジックを的確に活用するため、電磁的記録の解析に係る知見の集約・体系化を進めている。特に、電子機器、ソフトウェア等の種類の増加、多様化が進むなどしており、これまで以上に高度かつ多様な解析技術が求められている。そこで、警察庁では、解析に必要な技術情報を得るための企業との技術協力等を推進するとともに、国内捜査関係機関が参加するデジタルフォレンジック連絡会の開催、アジア大洋州地域の捜査関係機関が参加するサイバー犯罪捜査技術会議の開催等を通じ、関係機関とのデジタルフォレンジックに係る情報共有等を推進している。



ハードディスク内に保存された電磁的記録の証拠保全



国内関係機関との連携強化

3 捜査力の向上に向けた多角的な取組み

(1) 捜査能力の向上

「捜査は人なり」と言われている。犯罪捜査に従事する者は、刑法、刑事訴訟法等の捜査に関係する法律の知識のほか、取調べ、聞き込み、鑑識資料の収集、捜査指揮等の様々な技能や、激務に耐え得る体力、仕事への熱意、責任感、積極性、協調性、誠実さ等の資質も求められる。刑事警察を取り巻く環境が変化する中で、捜査力を強化し重要犯罪等の検挙を徹底するためには、真に捜査能力の高い捜査員及び捜査幹部の育成が必要である。刑事部門においては、捜査能力の向上を図るための教育訓練を次のとおり実施している。

① 刑事任用時における教育訓練

刑事任用時における教育訓練は、新たに刑事部門に任用されることが予定されている警察官に対し、犯罪捜査に関する基本的知識及び技能を修得させるために行うものであり、各都道府県警察の警察学校における教育訓練及び警察署における実務修習を通じて行っている。

② 刑事任用後における教育訓練

刑事部門に任用された警察官に対する教育訓練は、それぞれの業務遂行に必要な知識の修得や技能の向上のために行うものであり、各都道府県警察の警察学校における専門的な教育訓練や、事例に基づく想定事例等を通じて捜査上の教訓や捜査手法等を擬似的に体験させる研修等を行っている。このほか、警察庁指定広域技能指導官制度、退職警察職員の再任用制度等を活用し、実務経験が豊富な捜査員の専門的スキルや知識の若手捜査官に対する伝承を図っている。

③ 捜査幹部に対する教育訓練

捜査幹部の捜査指揮及び管理に関する能力の向上を図る観点から、各級幹部に対し、警察大学校又は管区警察学校において教育訓練を行い、捜査幹部としての職務遂行に必要な知識及び技能の向上を図っている。また、警察大学校に置かれた特別捜査幹部研修所では、上級捜査幹部としての適格性を有する捜査実務経験のある警部以上の者に対して、捜査幹部として必要な法的知識や捜査の指揮及び管理に関する研修を行い、捜査指揮能力の向上を図っている。



模擬公判を体験する警察官



鑑識技能伝承官による教育訓練



研修を受ける捜査幹部

(2) 情報通信技術 (IT) を活用した捜査に関する事務の合理化・効率化の推進

限られた捜査力を効果的に活用するためには、捜査の合理化・効率化を推進する必要がある。各都道府県警察においては、事件の受理から捜査の進捗状況、検察庁への送致等までを電子的に一元管理するとともに書類作成の省力化を図るための「事件管理システム」の導入が進められている。また、捜査過程で押収する大量の証拠品の保管・管理に関する事務の合理化・適性化を図るため、平成20年度中に、証拠品にICタグをはり付けて、入出庫の管理を一元的かつ迅速に行うことのできる「証拠品管理システム」モデル事業の実施が予定されている。



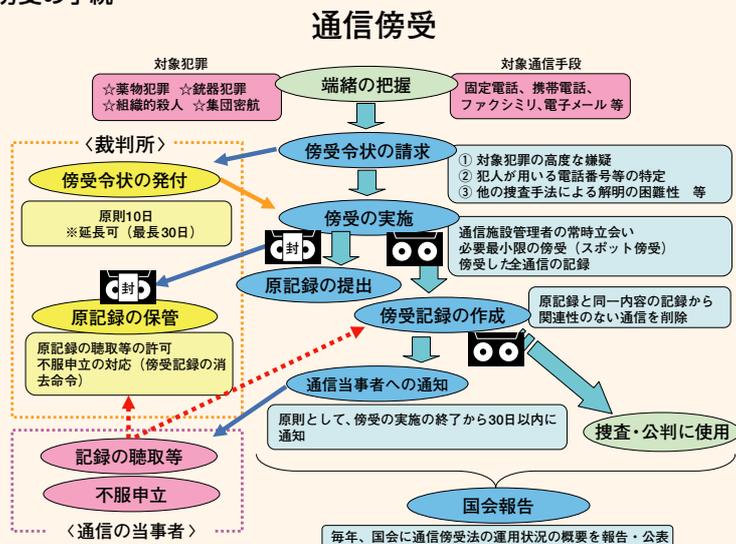
事件管理システムを運用する捜査員

(3) 通信傍受の活用

① 通信傍受法の適正な運用

警察では、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（以下「通信傍受法」という。）を有効かつ適正に活用し、組織的な犯罪の真相解明や被疑者の検挙に努めている。

図 - 53 通信傍受の手続



② 記録装置の整備と通信傍受の活用

警察では、電気通信設備への接続、傍受を実施した通信（ファクシミリ装置を用いたものを含む。）の記録、その内容の復元、捜査員の作業状況の表示等に係る機能を備えた通信傍受法用記録等装置（記録装置）を整備し、通信傍受を実施している。通信傍受は、組織的な薬物密売事件の捜査等に有効であり、平成12年8月の通信傍受法の施行から19年末までに、29事件において実施し、合計126人を逮捕している。



通信傍受法用記録等装置

(4) 国際犯罪に対する取組みの推進（128頁参照）

社会経済のグローバル化による国際的な人の移動の活発化等を背景として、我が国に流入した外国人による犯罪が多発するなどしているほか、日本国内で犯罪を行い、国外に逃亡している者及びそのおそれのある者の数が増加傾向にある。警察では、国際犯罪^(注)について、内外の関係機関と連携しながら、各種対策に取り組んでいる。

① 国内関係機関との連携

警察では、不法入国、不法滞在等を取り締まるため、法務省、財務省等の国内関係機関と連携し、不法入国を防止するための水際対策や不法滞在者の摘発等の取組みを推進している。

② 外国治安機関等との協力

国際犯罪の捜査では、外国人被疑者の国籍国や被疑者の逃亡先国への捜査協力の依頼等において、外国の治安機関との協力が不可欠である。

注：外国人に係る犯罪又は国民の外国における犯罪その他の外国に係る犯罪

警察では、ICPOを通じた活動のほか、各国治安当局との協議や各国との刑事共助条約締結交渉への積極的な参画等を通じて、外国治安機関との協力を進めている。

国外逃亡被疑者等の追跡等

近年、日本国内で犯罪を行い、国外に逃亡している者及びそのおそれのある者の数は増加傾向にある。

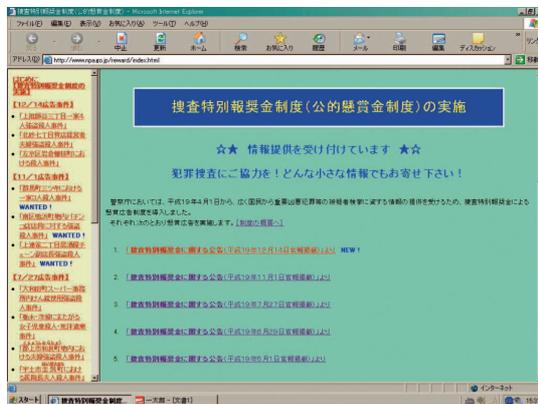
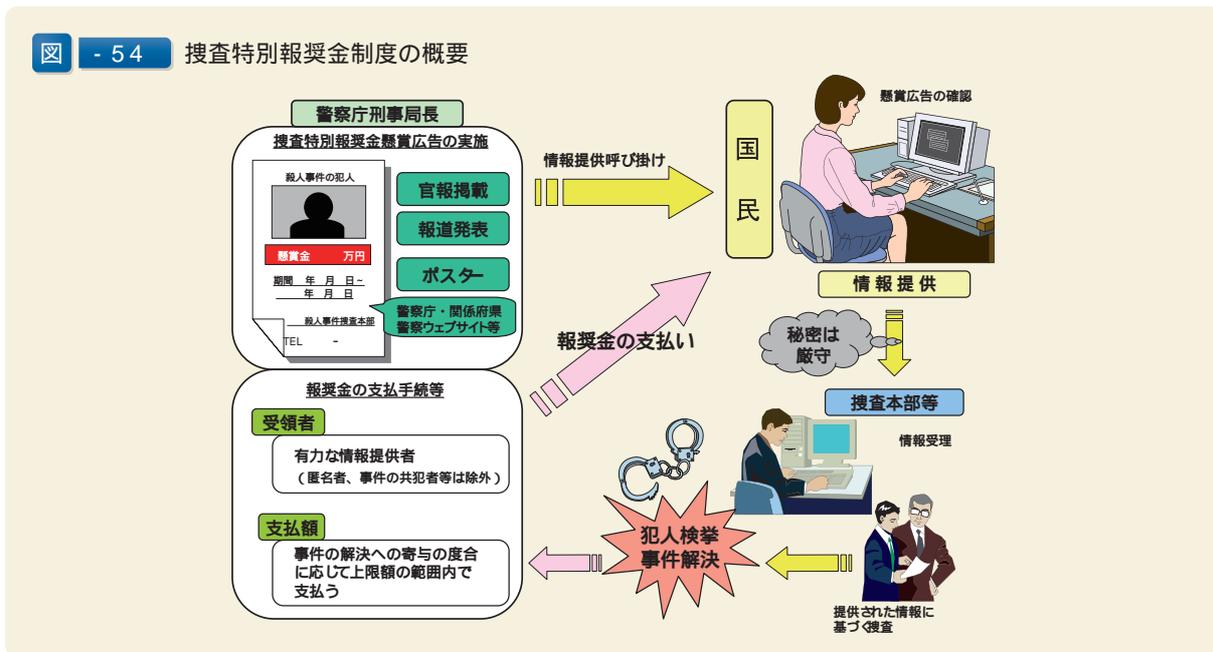
警察では、国外に逃亡するおそれのある被疑者について、出国前の検挙に努めるとともに、国外に逃亡した被疑者について、外国治安機関等との捜査協力、刑事共助条約に基づく共助の実施、犯罪人の引渡しに関する条約に基づく被疑者の引渡し等により確実な検挙等に努めている。

(5) 捜査特別報奨金制度

近年、聞き込み捜査等の「人からの捜査」が困難となっている中で、逃走中の重要犯罪被疑者の逮捕や被疑者不詳の未解決重要事件の解決のため、一般からの被疑者検挙に資する情報提供を促進し、重要犯罪等の検挙の徹底を図ることを目的として、警察庁が懸賞広告を実施する捜査特別報奨金制度（公的懸賞金制度）を平成19年度から導入した。

同制度の対象となる事件等については、警察庁ウェブサイト（<http://www.npa.go.jp>）等で広報している。

図 - 54 捜査特別報奨金制度の概要



警察庁ウェブサイト



ポスター